

第一復員局公報 第一五九號

昭和二十二年十二月一日(月) 第二復員局文書課

命令 達

復二第八五〇號

第二復員局(地方復員局ヲ含ム)ノ業務ヲ運輸省及厚生省ニ移管マデ、第二復員局(地方復員局ヲ含ム)分課規程ノ臨時特例ヲ次ノヨウニ定メ、コレヲ試行スル。但シ、命課ハ從來ノ分課規程ニ基ク部課ニヨリ變更セザルモノトシ、職名又ハ勤務ノ異ナル者ハ、臨時ノ命課トシ、部外トノ交渉等特ニ要スルモノニツイテハ、從來ノ分課規程ニヨリ職務ノ事項ニ應ズル職名、職印、應印ヲ用ウルモノトスル(部内限リノモノデ職名ニ相當スル官印ナキ者ハ、自己ノ印ヲ用ウル)。

昭和二十二年十二月二日

第二復員局長

第二復員局(地方復員局ヲ含ム)分課規程ノ臨時特例

第一章 第二復員局

第一條 第二復員局ニ文書課、人事部、經理部、調査部及ビ連絡部ヲ置キ、人事部ニ總務課、人事課及ビ業務課ヲ、經理部ニ主計課及ビ會計課ヲ、調査部ニ資料課及ビ法調課ヲ置ク。
第二條 文書課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。
一、公文書類ノ接受及ビ發送ニ關スル事項

第二復員局公報 第一五九號 昭和二十二年十二月一日

二 第二復員局長ノ官印及ビ局印ノ管守ニ關スル事項
三 局内ノ保安及ビ取締ニ關スル事項
四 部外トノ折衝ニ關スル事項
五 他ノ部、課ノ所掌ニ屬シナイ事項

第三條 總務課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

一 復員一般ニ關スル事項
二 制度及ビ定員ニ關スル事項
三 人事ニ關スル渉外事項ニ關スル事項
四 人事部内ノ庶務ニ關スル事項
五 殘務處理ニ關スル事項(經理部各課ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク)

第四條 人事課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

一 人事(任免、補職、増俸)及ビ復員事務ニ關スル事項
二 復員未處理者ノ處理及ビ戰歿者ノ戰歿狀況調査ニ關スル事項

第五條 業務課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

一 戰歿者及ビ傷病者ノ取扱並ビニ被抑留者ニ關スル事項
二 履歴及ビ諸記録ノ整理及ビ保存ニ關スル事項
第六條 主計課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。
一 豫算及ビ決算ニ關スル事項

二二七

二 給與及ビ經理ノ規定、監査證明並ビニ關係事項ノ殘務處理ニ關スル事項

第七條 會計課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

- 一 收入、支出、給與及ビ契約ニ關スル事項
- 二 應用物品ノ供給、郵便、電信及ビ電話ノ取扱並ビニ關係事項ノ殘務處理ニ關スル事項

第八條 資料課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

- 一 連合軍ノ要求ニ係ル法務關係以外ノ各種資料ノ調製ニ關スル事項

第九條 法調課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

- 一 連合軍ノ要求ニ係ル法務關係資料ノ調製ニ關スル事項

第十條 連絡部ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

- 一 連合軍及ビ終戰連絡中央事務局トノ連絡及ビ通譯ニ關スル事項

二 翻譯整理ニ關スル事項

第十一條 各部ニ部長ヲ置ク、復員事務局ノ以テコレニ充テ、局長ノ命ヲ受ケテ、各部ノ事務ヲ掌ル。

第十二條 各課ニ課長ヲ置ク、復員事務局ヲ以テコレニ充テ、局長又ハ部長ノ命ヲ受ケテ、各課ノ事務ヲ掌ル。

第十三條 文書課及ビ各部ハ廳ニ、文書課長及ビ各部長ハ廳長ニ準ズルモノトスル。

第二章 地方復員局

第十四條 横須賀地方復員局、吳地方復員局、佐世保地方復員

局及ビ舞鶴地方復員局ニ總務課、人事部及ビ經理部ヲ置ク。前項ノ外上陸地連絡所ヲ置ク、ソノ所屬、名稱及ビ所在地ハ次ノヨウナル。

所屬	名稱	所在地
横須賀地方復員局	函館上陸地連絡所	函館市
佐世保地方復員局	佐世保上陸地連絡所	長崎縣東彼杵郡江上村
舞鶴地方復員局	舞鶴上陸地連絡所	舞鶴市

第十五條 大阪地方復員局殘務處理部ヲ置ク、大阪地方復員局ノ殘務處理ニ關スル事項ヲ掌ル。

第十六條 總務課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

- 一 公文書類ノ接受及ビ發送ニ關スル事項
- 二 地方復員局長ノ官印及ビ局印ノ管守ニ關スル事項
- 三 部外トノ折衝ニ關スル事項
- 四 殘務處理ニ關スル事項（經理部ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク）
- 五 他ノ部、所ノ所掌ニ屬シナイ事項

第十七條 人事部ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

- 一 局内人事並ビニ復員者、死歿者、傷病者及ビ現況不明者ノ處理ニ關スル事項
- 二 履歷ノ整理及ビ保存ニ關スル事項

第十八條 經理部ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

<p>一 豫算、決算、監査、給與及ビ契約ニ關スル事項</p> <p>二 ソノ他會計經理ノ實行ニ關スル事項</p> <p>三 會計經理ノ殘務處理ニ關スル事項</p> <p>第十九條 上陸地連絡所ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。</p> <p>一 上陸地ニオケル復員事務(調査ヲ含ム)ニ關スル事項</p> <p>第二十條 總務課ニ課長ヲ、各部ニ部長ヲ、上陸地連絡所ニ所長ヲ置ク、復員事務官ヲ以テコレニ充テ、各地方復員局長ノ命ヲ受ケテ、各課、部、所ノ事務ヲ掌ル。</p> <p>第二十一條 總務課、各部及ビ上陸地連絡所ハ應ニ、總務課長、各部長及ビ上陸地連絡所長ハ、廳長ニ準ズルモノトスル。</p> <p>第三章 臨時掃海管船部、臨時管船部、臨時掃海部等</p> <p>第一節 臨時掃海管船部</p> <p>第二十二條 東京ニ臨時掃海管船部ヲ置ク、第二復員局長ノ管理ニ屬スル。</p> <p>臨時掃海管船部ニ掃海監部、總務課、管船課、掃海課、補給課及ビ電信課ヲ置ク。</p> <p>第二十三條 掃海監部ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。</p> <p>一 連合軍掃海代表トノ連絡ニ關スル事項</p> <p>二 掃海ノ計畫及ビ實施ニ關スル事項</p> <p>三 掃海關係ノ指導教育ニ關スル事項</p> <p>第二十四條 總務課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。</p> <p>一 各課事務ノ綜合調整ニ關スル事項</p> <p>二 公文書類ノ接受及ビ發送ニ關スル事項</p>	<p>三 部内ノ保安及ビ取締ニ關スル事項</p> <p>四 制度及ビ定員ニ關スル事項</p> <p>五 部外トノ連絡ニ關スル事項</p> <p>六 人事、經理、契約及ビ造修ニ關スル事項</p> <p>七 他ノ課ノ所掌ニ屬シナイ事項</p> <p>第二十五條 管船課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。</p> <p>一 保管船舶ニ關スル事項</p> <p>第二十六條 掃海課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。</p> <p>一 掃海ニ關スル事項</p> <p>第二十七條 補給課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。</p> <p>一 燃料、雷品、被服、糧食、水路圖誌及ビ醫藥品ノ調達及ビ補給並ビニ掃海要具ノ補給ニ關スル事項</p> <p>第二十八條 電信課ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。</p> <p>一 船舶陸上ノ通信ニ關スル事項</p> <p>第二十九條 臨時掃海管船部ニ部長ヲ置ク、復員事務官ヲ以テコレニ充テ、第二復員局長ノ命ヲ受ケテ、部務ヲ掌理スル。</p> <p>第三十條 掃海監部ニ部長ヲ、各課ニ課長ヲ置ク、臨時掃海管船部長ノ命ヲ受ケテ、各課ノ事務ヲ掌ル。</p> <p>第三十一條 臨時掃海管船部、掃海監部及ビ各課ハ應ニ、各部長及ビ各課長ハ廳長ニ準ズルモノトスル。</p> <p>第二節 臨時管船部、臨時掃海部、掃海部等</p> <p>第三十二條 横須賀及ビ佐世保ニ臨時管船部ヲ、大阪及ビ吳ニ臨時掃海部ヲ、下關ニ掃海部ヲ置ク、ソノ所屬及ビ名稱並ビニ</p>
---	---

第二復員局公報 第一五九號 昭和二十二年十二月一日

一一二九

臨時掃海部ノ支部ハ次ノヨウデアル。

所 屬	名 稱	臨時掃海部ノ支部
橫須賀地方復員局	橫須賀管船部	
佐世保地方復員局	佐世保管船部	
大阪地方復員局 殘務處理部	大阪掃海部	大阪掃海部紀伊由良支部
吳地方復員局	吳掃海部	吳掃海部徳山支部
吳地方復員局	下關掃海部	

前項ノ外吳及ビ舞鶴ニ夫々吳地方復員局又ハ舞鶴地方復員局所屬ノ掃海基地ヲ置ク、ソノ任務等ニツイテハ、臨時掃海部ノ支部ノ例ニヨル、又、吳及ビ舞鶴ノ各地方復員局ニ夫々各地方復員局管船部殘務處理班ヲ置ク。

第三十三條 臨時管船部ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

一 保管船舶ノ保管ノ實施ニ關スル事項(關係ノ補給、造修、通信等ノ業務ヲ含ム)

第三十四條 臨時掃海部ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

一 掃海ノ實施ニ關スル事項(關係ノ補給、造修、通信等ノ業務ヲ含ム)

第三十五條 臨時掃海部ノ支部ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。

一 掃海船舶ニ對スル補給、整備、通信等ニ關スル事項

第三十六條 下關掃海部ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。
一 掃海ノ實施ニ關スル事項
第三十七條 各地方復員局管船部殘務處理班ニオイテハ、左ノ事務ヲ掌ル。
一 各管船部ノ殘務處理ニ關スル事項
第三十八條 各部ニ部長ヲ、各支部ニ支部長ヲ、各班ニ班長ヲ置ク、各地方復員局長、大阪地方復員局殘務處理部長又ハ臨時掃海部長ノ命ヲ受ケテ、各部、支部、班ノ事務ヲ掌ル。
第三十九條 臨時管船部、臨時掃海部及ビ下關掃海部ハ廳ニ、各部長ハ、廳長ニ準ズルモノトスル。

○ 勅 令

○左記ハ各頭書ノ日附ヲ以テ免官セラレタ

記

昭和二十二年十一月十九日	復員事務官	河本喜久造(シ)特
同	同	岩淵賢治(クニ)
昭和二十二年十一月二十三日	同	志垣郁雄(三七〇)
同	同	松尾敬次(三七四)
同	同	岩下康弘(四九六)
同	同	太田巍(四三六)
同	同	隅田一美(五〇〇)
同	同	中野嘉稔(五七〇)
同	同	島野周二(五八六)
同	同	坂井武之(六八七)
同	同	中村宏(六八七)

右六十一月十六日復員シタ 元海軍少尉 淺野 博 (ヨリ三〇八三)	右六十一月十四日復員シタ 同 林 昇一 (ヨリ三〇六三)	同 藤 吉重 (ヨリ三〇九三)	同 柴 山光 (ヨリ三〇七〇)	同 上 山勝 (ヨリ三〇七四)	同 加 潮一 (ヨリ三〇六三)	元海軍主計中尉 鏡 善夫 (ヨリ三〇九六)	元海軍主計大尉 加 藤了 (ヨリ三〇九三)	元海軍少尉 花 井實 (ヨリ三〇九六)	元海軍中尉 志 智順 (ヨリ三〇九〇)	同 三 智夫 (ヨリ三〇九六)	同 千 谷雄 (ヨリ三〇九四)	元海軍大尉 高 橋清市 (ヨリ三〇九九)	右六十一月十二日復員シタ 同 阿部 宗武 (ヨリ三〇七五)	元海軍少尉 西田 芳一 (ヨリ三〇六九)	同 笠松 平一 (ヨリ三〇四六)	同 西岡 善信 (ヨリ三〇四三)	同 尾崎 幸四郎 (ヨリ三〇四三)	同 工 藤隆 (ヨリ三〇四九)	同 野村 福三郎 (ヨリ三〇四四)	同 宮崎 東吾 (ヨリ三〇九三)	同 楠川 誠一 (ヨリ三〇六七)	同 池田 研一 (ヨリ三〇七七)	元海軍中尉 野中 耕作 (ヨリ三〇三〇)
--	------------------------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------	------------------------	--------------------	--------------------	-------------------------	-------------------------------------	-------------------------	---------------------	---------------------	----------------------	--------------------	----------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-------------------------

○ 雑 款

○ 郵便物發送先
 試航船 榮丸 下關掃海部氣付

○ 事務所

特別保管艦 掃一〇二號、掃三三號、右埼、神島、掃特一八號、掃特一七號殘務整理
 横須賀市田浦町長浦
 横須賀管船部内第八群殘務整理班

第二復員局公報 第一六〇號

昭和二十二年十二月四日(水)
第二復員局文書課

○令 達

復二第八五四號

元海防艦 轉 來

右ヲ特別輸送艦トシテ佐世保地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

昭和二十二年十二月二日

第二復員局長

○通 牒

第六番電(昭和二十二年十一月二十五日發電済)

發 經理部長

宛 部内一般

俸給支給日特例等ニ關スル件

- 一 本年十二月分ノ恒例諸給與(食料ヲ除ク)ノ支給日ハ十二月一日ニ繰上ゲラル。(所得稅ハ稅法ノ改正ニヨリ七月ニ廻リ精算シ要スルモ十二月一日ノ給與デハ從來通り控除シオキ控除額ハ精算ヲ了スル迄支出及ビ國庫納付ヲ見合スコト)
- 二 十二月分暫定加給臨時増給ハ「六割」トス(六月十二日第一番電中「四月乃至十一月」トアルヲ「四月乃至十二月」ニ

改メラル)

○辭 令

九月三十日發令(復員廳)

復員事務官 前 田 稔(八三)

二十九號俸ヲ給スル

題各

同 同 同 同 同 同 同 同 同

二十八號俸ヲ給スル

同 同 同 同 同 同 同 同 同

二十七號俸ヲ給スル

同 同 同 同 同 同 同 同 同

二十四號俸ヲ給スル

同 同 同 同 同 同 同 同 同

題各

同 同 同 同 同 同 同 同 同

十九號俸ヲ給スル

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同

第二復員局公報 第一六〇號 昭和二十二年十二月四日

二三三

通各																		復員事務官	森	谷	喬	八	達	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	野	村	實	八	四	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	大	賀	良	平	八	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	堀	岡	道	明	八	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	天	友	節	夫	八	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	山	本	勝	知	九	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	柴	本	次	郎	九	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小	松	宇	郎	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	佐	藤	百	郎	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	橋	本	一	郎	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	仁	本	一	郎	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	前	田	冬	郎	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	花	田	賢	樹	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	渡	邊	清	規	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	吉	田	弘	俊	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	藤	田	勝	雄	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	田	口	康	生	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	神	田	英	夫	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平	尾	義	裕	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	關	根	幸	幸	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	許	斐	檀	檀	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	細	谷	孝	至	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	藤	井	仲	之	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	郡	重	夫	夫	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	伊	藤	正	康	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	椎	原	國	義	五	三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中	垣	義	幸	五	三

十八號俸ヲ給スル

十九號俸ヲ給スル

復員事務官 黒岩芳治(シ三三三)

同 尾中哲夫(シ三三三)

同 小川敏夫(シ三三三)

同 松井基徳(シ三三三)

同 阿部克己(シ三三三)

同 山之内素明(シ三三三)

同 刀根康之輔(シ三三三)

同 猪股淑郎(シ三三三)

十八號俸ヲ給スル

同 山口文夫(シ三三三)

十七號俸ヲ給スル

同 西澤直則(シ三三三)

同 池田卓藏(シ三三三)

同 西森博(シ三三三)

同 佐藤貞三(シ三三三)

十四號俸ヲ給スル

同 古澤弘太郎(シ三三三)

同 坂口信治(シ三三三)

同 宮崎英雄(シ三三三)

十三號俸ヲ給スル

○雜款

○事務所

十月二十五日 保管齋 榎、榎、初櫻、榎、榎、掃二十一、
奄美、占守、片島、海二〇七、二〇五、八一、八七、

八五、六七、一六〇、一五八、二六、四〇、一〇二、
一五六、掃特十九、二十 残務整理終了
東亞丸残務整理 吳市吳地方復員局經理部内東亞丸

第二復員局公報

第一六二號

昭和二十二年十二月九日(火)
第二復員局文書課

○通 牒

二復人第七號ノ二八

昭和二十二年十二月五日

第二復員局人事部長

各地方復員局長殿

元海軍特務士官以下ノ出身デアル官吏及ビ雇員ノ人事取扱イ員ノ人事取扱イニ關スル件申進

元海軍特務士官以下ノ出身デアル官吏及ビ雇員ノ人事取扱イハ、元領守府所管ノ區分ニヨツテソレハ、在籍ノ地方復員局デ行ワレテイルガ、昭和二十三年一月一日以降各勤務廳(艦船ヲ含ム)ノ所屬ノ長(地方復員局長)ガ、コレヲ取扱ウコトニ定メラレタカラ承知サレタイ。
追ツテ該當者ニツイテ、ソノ履歷書ノ副本ヲ送付又ハ受領サレタイ。ナオ第二復員局勤務ノ者ノ取扱イニツイテハ、昭和二十二年九月一日二復人第七號ノ一五ニヨルコトハ從前下オリデアアル。

二復人第七號ノ一五

昭和二十二年九月一日

第二復員局人事部長

各地方復員局長殿

元海軍特務士官以下ノ出身デアル官吏ノ人事取扱イニ關スル件申進

第二復員局公報 第一六二號 昭和二十二年十二月九日

元海軍特務士官以下ノ出身デアル官吏ノ人事取扱イハ、元領守府所管ノ區分ニヨツテ、夫々在籍ノ地方復員局デ行ワレテイルガ、第二復員局勤務ノモノニ限り、自今第二復員局長ガ取扱ウコトニナツタカラ承知サレタイ。
追ツテ該當者ノ履歷書ノ副本ヲ至急第二復員局人事部長宛送付サレタイ。

二復人第七號ノ二七

昭和二十二年十二月三日

第二復員局人事部長

各地方復員局長殿

元海軍特務士官以下ノ出身デアル官吏ノ人事取扱イニ關スル件申進ノ件通知

本年九月一日二復人第七號ノ一五申進中次ノヨウニ改メラレタカラ承知サレタイ。
「官吏ノ人事取扱イ……」ヲ「官吏及ビ雇員ノ人事取扱イ……」ニ改メル。

○ 辭 令

○左記ハ頭書ノ日附ヲ以テ免官サレタ

昭和二十二年十二月二日

復員事務官 本田 幸人(三七七)

同 田口 康生(五九〇)

二四一

第一復員局公報 第一六一號

昭和二十二年十二月九日(月)
第二復員局文書課

○令 達

復二第八五八號

元 第九號 輸送艦

右ヲ特別輸送艦トシテ横須賀地方復員局所管ト定メタノノ解
ク。

昭和二十二年十一月二十八日

第二復員局長

○通 牒

二復人第二號ノ一〇五

昭和二十二年十二月二日

第二復員局人事部長

各 廳 長 殿

潜在追放者假指定ニ關スル件通知

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通内閣ヨリ通牒ヲ發セラレタカラ關係者
ニ周知方可然取計ハレタイ。

(別紙第一)

開資第七二三號

昭和二十二年十一月二十九日

第二復員局公報 第一六一號

昭和二十二年十二月九日

各都道府縣知事殿

總理廳官房監査課長

職業陸海軍職員ノ解釋ニ關スル件

今般標記ノ件ニ關シ別紙通牒ヲ發セラレタカラ御了知ノ上爾今
右ニヨリ然ルベク措置相成リタイ。

追テ既ニ資格審査済ノ貴省(廳)關係者ニシテ右解釋ニヨリ
覺書該當者トシテノ指定ヲ取消シ非該當ノ判定ヲ受クベキモ
ノニ付テハ、中央公職適否審査委員會ニ於イテ再審査ノ上左
様措置スルカラ至急審査ヲ受ケタ職及ビ氏名ヲ御報告相成リ
度イ。

(別紙第二)

開資第七二三號

昭和二十二年十一月二十九日

内閣官房長官

職業陸海軍職員ノ解釋ニ關スル件

昭和二十二年閣令内務省令第一號別表第一ノ二職業陸海軍職員
ノ中2、4及6ノ項目ニ關シ爾今左記解釋ニヨリ審査スルコト
ニ付テ連合軍總司令部ノ了解ヲ得タカラ然ルベク措置セラレタ
イ。尙從來覺書該當者ト決定セラレタ者ニシテコノ解釋ニヨレ

二三七

バ非該當トナルベキモノニ對シテハ審査委員會ニ於イテ再審査ノ上非該當ト決定シテ差支エナイ。
右命ニヨリ通牒スル。

記

- 一 大正九年以前ニ勤務シタ陸海軍軍醫將校デソノ勤務期間ガ短ク軍人トシテノ普通恩給ヲ受ケルニ至ラナカッタ者ハ正規陸海軍將校トシテ取扱ワナイ。
- 二 昭和十六年十二月八日以降ニオイテ陸海軍ノ委託學生又ハ生徒ニ採用サレ現役將校ニ任ゼラレタ者ハ正規陸海軍將校トシテ取扱ワナイ。
- 三 大正九年以前ニ勤務シタ憲兵デ特別ノ考慮ニ値スル證據ヲ提出シタ者ハ個人審査テ覺書ニ該當セザル者トナスコトガ出來ル。但シ將校タリシ者ヲ除ク。

- a. The military or naval surgeon officers who served only prior to 1921 whose length of service was so short as not making them entitled for the ordinary pension as the military personnel.
- b. Persons who had been adopted as the Military or Naval Scholarship Students after 8 December 1921 who have been commissioned as the regular military or naval officers after the completion of their courses as students.
- c. Gendarmie who served only prior to 1921, provided, however, with the exception of the commissioned officers and providing they can show their cases deserve special consideration.

(別紙第三)

開資第七二四號

昭和二十二年十二月二十九日

内閣官房長官

都道府縣知事宛

正規陸海軍將校特別志願豫備將校及ビ憲兵ノ假指定ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ今般十一月二十八日附官報ヲ以テ假指定方行ハレタガ、右ニツイテ十一月十九日別紙總理廳發表ガアツカラ貴管下ニ趣旨徹底ヲ計リ左記ノ點ヲ充分考慮ノ上異議申立ヲ爲シ得ル者ガソノ機會ヲ失スルコトノナイ様御取計方相成度イ。

記

- 一 正規陸海軍將校及ビ特別志願豫備將校ハ昭和二十一年内務省令第三十號ニヨリ居住地ノ市町村長ニ、ソノ旨申告シタ者ヲ中心トシテ掲ゲテアルカラ右申告者ハ必ズ官報ヲ見ルコト。
- 二 總理廳發表ニツイテ
 - (一) 1. 2. 3. 及ビ 6 ハ從來ニ於テモ覺書ニ該當シナイ者デアアルガ、往々ニ誤ツテ市町村長ニ申告シテアルヨウデアアルカラ念ノ爲掲ゲタモノデアアルコト。
 - (二) 4. 5. 及ビ 7 ハ從來ハ覺書該當者タルベキモノデアアツタガ、今回解釋ノ變更ニ依リ新クニ覺書該當者デナクナルモノデアアルコト。
 - (三) 1. 乃至 7 ニ該當スル者ハ異議申立ニヨリ當然非該當者ト

シテノ判定ヲ受ケルガ、右以外ノ者デアツテモ特別ナ考慮ニ値スル事情ノアルモノガ異議申立シスルコトハ少シモ妨ゲナイコト。

- (四) ②ハ例示的ニ陸軍ノ關係ノミヲ掲ゲタガ海軍關係ノ同様ナ者モ當然コ、ニ含マレルコト。即チ海軍豫備員(高等商船學校卒業者、海軍豫備學生又ハ豫備生徒等出身ノ豫備將校)デ現役志願ヲシナカツタ者ハ②ニ含マレル。
- 三 異議申立ノ書類ハ便宜ノタメ都道府縣ニ於テマトメテ當方ヘ持參セラル、モ差支エナキコト。

總理廳發表

(昭和二十二年十一月十九日)

今月二十八日附官報デ正規陸海軍將校及ビ特別志願豫備將校約六萬八千名及ビ憲兵約一萬二千名ノ假指定ヲ行ウコトナツタガ、ソノ名簿ノ中ニハ多少ノ誤ナキヲ保シ難イノデ、關係者ハ同日附ノ官報ヲ熟讀ノ上若シ誤ヲ發見シタ場合ニハ十二月二十八日マデニ調査表(日英兩文ノモノ)ニ部ヲ添エ異議申立ヲ致サレタイ。

ナオ、同日附ノ官報ハ各市町村役場ニ掲載サレルコトニナツテ平ル。調査表ハ、都道府縣廳ノ公職資格審査係カラ受領サレタイ。正規陸海軍將校、陸海軍特別志願豫備將校及ビ憲兵デアツタトイウ事由デ假指定ヲ受ケタ場合ニ異議申立ノデキル者ハ概テ次ノ通りトスル。

1. 陸海軍短期現役出身ノ將校
2. 一年志願兵、一年現役兵、幹部候補生、特別甲種幹部候補

生、特別操縦見習士官又ハ特別操縦候補生出身ノ豫備將校等デ現役志願ヲシナカツタ者、即チ現役志願ヲシタコトノナイスベテノ豫備役將校

3. 陸海軍文官カラソノ階級相當ノ各部ノ現役將校ニ轉ジタ者
4. 大正九年以前ノ陸海軍軍醫將校デ、ソノ勤務期間方短ク、軍人トシテノ普通恩給ヲ受ケルニ到ラナカツタ者
5. 昭和十六年十二月八日以降ニオイテ、陸海軍ノ委託學生又ハ生徒ニ採用サレ、正規陸海軍將校ニ任ゼラレタ者
6. 臨時憲兵
7. 大正九年以前ノ憲兵デ特別ノ考慮ニ値スル證據ヲ提出デキル者、但シ、將校ヲ除ク。

○ 辦 令

十一月五日發令(第二復員局)

復員事務官 南波喜一郎

八號俸ヲ給スル
願ニ依リ本官ヲ免ズル

同 同 鶴 飼 豊 治
同 同 平 林 文 雄

願ニ依リ本官ヲ免ズル

十一月十五日發令(第二復員局)

復員事務官 藤 沼 保

六號俸ヲ給スル
願ニ依リ本官ヲ免ズル

十一月二十四日發令(第二復員局)
 橫須賀管船部勤務復員事務官 細谷孝至(五二八)
 輪第九號航海長ヲ命ズル
 同 渡邊糾夫(七〇四)
 輪第九號乘組ヲ命ズル

十一月二十五日發令(第二復員局)
 舞鶴管船部勤務復員事務官 星子直明(三七四)
 吳地方復員局附兼榮丸乘組ヲ命ズル
吳地方復員局附兼榮丸乘組復員事務官 大塚米治(三九三)

兼榮丸乘組ヲ免ズル
 佐世保管船部勤務復員事務官 今西伸二(三三六)
 舞鶴管船部勤務復員事務官 植田一雄(四七七)

同 橫須賀管船部勤務復員事務官 池田泰輔(七七七)
通各 同 舞鶴管船部勤務復員事務官 山田利夫(六八八)
 同 橫須賀管船部勤務復員事務官 近藤利夫(六八八)

下關掃海部勤務ヲ命ズル 同 德積欽彦(九二九)
 同 榮昌丸乘組ヲ命ズル 同 山崎康弘(三三三)

同 榮昌丸醫務長ヲ命ズル 同 野村太陽
 榮昌丸醫務業務囑託ヲ解キ橫須賀管船部醫務業務ヲ囑託スル 古閑信男

佐世保管船部醫務業務囑託ヲ解キ榮昌丸醫務業務ヲ囑託スル

十一月二十七日發令(第二復員局)
 橫須賀管船部勤務復員事務官 横山嘉司(八四三)
 輪第九號乘組ヲ命ズル

右八十一月十四日復員シタ
 元海軍技術少尉 佐々木 佐太郎(二〇二)
 同 谷 芳 喜(二〇三)

右八十一月十八日復員シタ
 元海軍技術少尉 竹下 尙 男(二五三)

○追加
 第一五二號令達關復二第七九九號中「同 新南」ノ次ニ「S」第
 十九號」ヲ追加スル。

○郵便物發送先
 第九號輸送艦 昭和二十二年一月末日迄神戸市生田區川崎造
 船所氣付
 右以後 東京都中央区丸ノ内丸ビル六階大洋漁業株式會社事
 業部氣付

第二復員局公報 第一六四號

昭和二十三年十二月二十二日(月)
第二復員局文書課

○令 達

復二第九一八號

四月一日復二第二四五號本年度歳出科目ニ左ノ通り追加サレク

昭和二十二年十二月十一日

第二復員局長

科	目	解	號	金額
發	(行政共済費)			
款	(醫支出金)			
項	(醫支出金)			
目	醫			
(手當及給與金)				
科	目	解	號	金額
發	特別	昭和二十二年歳出第一六四號		六千
款	一時手當	昭和二十二年歳出第一六四號		六千
項	大號ニヨル特別一時手當	昭和二十二年歳出第一六四號		六千
目	昭和二十二年歳出第一六四號			六千
(手當及給與金)	大號ニヨル特別一時手當			六千

○通 牒

第六番電 (昭和二十二年十二月十二日發電済)

發 第二復員局長
宛 部内一般

年末一時手當ニ關スル件

本年十二月十三日現在内地ニアル第二復員部内各廳ニ勤務スル官吏、嘱託者、雇員及ビ傭人ニシテ暫定加給ノ支給ヲ受ケテイル者ニハ左ニヨリ年末一時手當ヲ支給スル

一 支給額

十二月分トツテ現ニ受ケル俸給(報酬)ノ含ム以下同ジ、暫定加給、同臨時増給(六割)、臨時家族手當及ビ臨時勤務地手當ノ合計額ニシテノ合計額ノ八分ノ二ニ相當スル金額(十二月六日第九番電ニヨル臨時手當相當額)ヲ加ヘタ金額(四位末滿ノ端數ハ四位ニ滿タシム)

二 所得稅額

支給額ノ一割五分相當額

三 支出科目

諸支出金(款、項) 手當及給與金(目) 特別一時手當(節)、
四 各復員局經理部長ハ所管各部ノ支給実績(人員及ビ金額)ヲ取纏メ十二月三十一日迄ニ第二復員局經理部長宛通報スルモ

第二復員局公報 第一六四號 昭和二十二年十二月二十二日

二四五

ノトス

五 昭和二十二年度分給與所得ニ對スル所得税額ノ年末調整
 (所得税法第四十條)ハ所轄稅務署ト協議ノ上昭和二十三年一
 月分ノ給與所得ニヨリ過不足ヲ精算スルモ差支ナイ(本件大
 藏省主稅局了解ズミ)

六 前號ニヨリ一月分ニオイテ年末調整ヲスル場合ハ十二月分
 恒例諸給與(十一月二十五日第六番電)及ビ十二月分臨時手當
 (十二月六日第九番電)ニ對スル所得税額ハ既ニ控除シタル額
 ヲ此ノ際支出シ國庫ニ納付スルモノトス
 註 年末調整ニ使用スル税額計算表ハ二復經理部ヨリ送付手配
 中ナルモ所轄稅務署ヨリ至急交付ヲ受ケルコト

○ 辭 令

元海軍中尉 平 田 稔 (ヨク九三〇)
 右八月二十一日復員シク
 元海軍軍醫少佐 田 中 進 (二〇三)
 元海軍軍醫中尉 小 林 泰 英 (三九九)
 右八月二十一日復員シク
 元海軍軍醫大尉 梶 塚 隆 基 (二二八)
 同 假 家 達 朗 (二五五)
 同 前 田 正 敏 (九二)
 右八月二十四日復員シク
 元海軍技術大尉 福 崎 達 之 (二九八)
 右八月二十七日復員シク

元海軍軍醫大尉 山 口 時 三 (二六四)
 右八月十一日復員シク
 元海軍大尉 中 村 四 郎 (ヨク三三〇)
 元海軍中尉 庄 田 耕 次 郎 (二〇三)
 同 水 野 俊 一 (ヨク三三八)
 同 加 古 邦 哉 (ヨク三〇五)
 元海軍主計少尉 小 松 昌 平 (三三三ノ四六)
 右八月十一日復員シク
 元海軍大尉 生 駒 隼 雄 (ヨク三六〇)
 元海軍中尉 飯 山 實 (ヨク三三六)
 同 山 田 和 男 (ヨク八〇)
 元海軍少尉 今 井 謙 二 (ヨク三〇四)
 元海軍軍醫大尉 磯 典 理 (二九四)
 同 平 野 誠 己 (一八七)
 元海軍齒科中尉 坂 口 孝 至 (二一〇)
 元海軍主計大尉 尾 崎 重 毅 (一四三)
 右八月二十一日復員シク
 元海軍中尉 瀧 田 和 人 (ヨク九二七)
 同 高 村 孝 也 (九六三)
 元海軍少尉 橋 本 正 美 (ヨク三〇七)
 同 鶴 田 喜 壯 (ヨク三〇四)
 同 志 波 保 雄 (九八八)

元海軍主計大尉 服部 慎二 (一六五)	昭和二十年十一月三十日附	海軍少尉 志波 保雄 (七九九)
元海軍主計中尉 太田 良平 (三三三)		
元海軍主計少尉 茶谷 和夫 (三三三ノ四)		
同 高村 荒男 (三三三ノ六)		
右ハ十一月二十六日復員シタ	○左記ハ各頭書ノ日附ヲ以テ免官サレタ	
元海軍技術中尉 小貫 一郎 (六六五)	昭和二十二年十二月十日	復員事務官 志岐 常雄 (一六〇)
右ハ十一月二十八日復員シタ		同 佐藤 勝男 (三〇五)
元海軍大尉 村上 正利 (ヨキ 九五)		同 今野 金次郎 (特)
元海軍齒科中尉 吉屋 勝 (二二六)		同 佐藤 謙 (三〇五)
元海軍主計大尉 工藤 唯輔 (一九六)		同 小川 敏夫 (シヨウ)
同 森 卓 (三三三)	昭和二十二年十二月十六日	同 田中 嘉平治 (六三)
元海軍技術大尉 若林 二郎 (三三三)		同 尾中 哲夫 (シヨウ)
同 天野 貞夫 (三三三)		同 宮崎 英雄 (クニ)
元海軍技術少尉 安藤 正 (七〇八)		
同 飯田 伸重 (七〇八)		
右ハ十一月三十日復員シタ	二十年九月十五日發令(海軍省)	
元海軍中佐 佐藤 薫 (三三三)	右充員召集ヲ解除ス	海軍中尉 西村 隆 (ヨシ)
元海軍少佐 豊田 勝弘 (三〇〇)	九月三十日發令(復員廳)	
元海軍大尉 小泉 保太郎 (四三三)	復員事務官 石川 晴一 (ヨキ 二四四)	
右ハ十二月三日復員シタ	十九號俸ヲ給スル	同 高橋 武夫 (ヨキ 五六)
○取消	十八號俸ヲ給スル	同 林 茂 (ヨキ 八三)
左記豫備役編入ノ辭令ハ取消	十四號俸ヲ給スル	

第二復員局公報 第一六四號 昭和二十二年十二月二十二日

二四七

同 橋本道夫(ヨリ三五〇四)
同 木村勝哉(ク 三五七三)
十三號俸ヲ給スル

十二月五日發令(第二復員局)

飯田 亮(ク 五六六)
德山試航基地醫療業務囑託ヲ解キ桑榮丸醫療業務囑託兼德山試航基地醫療業務ヲ囑託スル

古閑信男

桑榮丸醫療業務囑託ヲ解キ佐世保管船舶部醫療業務ヲ囑託スル

十二月十日發令(第二復員局)

室田勇次郎(九六六)
兼佐世保管船舶部長ヲ命ス

岡野幸郎(七七七)
下關掃海部勤務ヲ命ス

復員事務官 志岐常雄(六〇六)
二十九號俸ヲ給スル

同 佐藤勝男(三〇五九)
二十六號俸ヲ給スル

同 今野金次郎(特)
二十五號俸ヲ給スル

復員事務官 福田義之
十五號俸ヲ給スル
願ニ依リ本官ヲ免スル

十二月十三日發令(第二復員局)
舞鶴管船部勤務復員事務官 花田賢司(三五五)
願特第七十九號艦長ヲ命スル

十二月十五日發令(第二復員局)

高橋仁四郎(二五九)
わかくさ丸船長復員事務官

石田捨雄(三〇三)
橫須賀管船部勤務ヲ命スル

田中一郎(三五五)
第二復員局調査部勤務ヲ命スル

大和國民(四六六)
わかくさ丸乗組復員事務官

國田公義(九六六)
德山試航基地勤務ヲ命スル

小川巳代治(〇六六)
吳管船部勤務ヲ命スル

永井博(三七七)
第二復員局總務部勤務ヲ命スル

舞鶴管船部勤務復員事務官

大阪地方復員局總務部勤務ヲ命スル

舞鶴管船部勤務復員事務官

十二月二十日發令(第二復員局)

二十六號俸ヲ給スル	復員事務官 福島榮吉(八五)	同	柳澤邦彦(七二)
二十三號俸ヲ給スル	同 岡田靜一(五三)	同	山下猛夫(五三)
二十一號俸ヲ給スル	同 田中常治(三四)	特別保管艦隊復員事務官	阿部由一
十七號俸ヲ給スル	同 辻満壽夫(五〇)	頭書ノ出納官吏ヲ命ズル	中田政雄
	元海軍少將 魚住治策(四七)	右出納官吏ヲ免ズル(以上五月十三日第二復員局經理部長)	
	元海軍大佐 小野田捨次郎(五五)	特別保管艦隊第十四號復員事務官	今西伸二
	同 中島第三(七三)	頭書ノ出納官吏ヲ命ズル(四月一日同)	
	元海軍主計大尉 野上誠(八三)	右出納官吏ヲ免ズル(七月一日同)	
	同 大原徹夫(五九)	横須賀地方復員局管船部復員事務官	計見良雄
	同 川島廣守(六六)	兼ネテ所管特別保管艦隊ノ出納官吏ヲ命ズル(八月三十一日同)	
	同 宮崎清文(九〇)	復員事務官	半澤善吾
	同 山中駿一(三六)	同	阿部由一
	元海軍主計中尉 米津保男(五三)	同	門山明
	元海軍法務大尉 高木文男(九)	同	外海信雄
	同 元海軍技術大尉 寒川春海(三四)	同	安島榮
	元海軍技術少尉 島取善衛(七〇)	同	小泉秀雄
		同	宮澤製次
		同	安藤義雄

第二復員局公報 第一六五號 昭和二十二年十二月二十七日

同 西澤榮太郎

同 宮腰清

同 細谷孝至

同 武井幸雄

同 須藤重雄

出納官吏ヲ免ズル(以上八月三十一日同)

復員事務官 佐藤浩一

出納官吏ヲ免ズル(十月三十一日同)

復員事務官 尾中普夫

同 山口文雄

同 小川敏夫

出納官吏ヲ免ズル(以上十二月五日同)

正誤

五月八日復員廳第二復員局辭令公報出納官吏任免ノ件申平岩政雄トアルハ中田政雄ノ誤リ

第二復員局公報 第一六五號ノ二

昭和二十二年十二月二十七日(土)
第二復員局文書課

○通 牒

復二第一〇三三號

昭和二十二年十二月二十四日

第二復員局文書課長

關係各廳長 殿

掃海管船部ニ於ケル被服糧食給與ニ關スル件通牒

首題ノ件左記ノ通定ヌラルル豫定。

記

一、給與區分

イ、糧 食

ロ、被 服

現行支給額通
全部貸與制度トシ新ニ品名數量ヲ制定セラ
レルマデ當分ノ間現貨與品ニテ處辨スルコ
ト。

二、給與範圍

イ、糧 食

艦船及雜役船定員タル乗員ニ限定スル。
公務ノ爲臨時乗船行動作業中ノ者ニハ艦船
乗組員ニ準ジ糧食ヲ支給スル。但食糧ノ一
般配給ヲ受ケテキルモノニ對シテハ主食品
日額米二〇〇瓦、麥六四瓦、計二六四瓦ト

ロ、被 服

スル。
艦船及雜役船定員タル乗員及ヒ其ノ他特ニ
認許ヲ得ク者ニ貸與スル。
(終)

二復人扶第四號ノ三

昭和二十二年十二月二十七日

第二復員局人事部長

各 廳 長 殿

恩給事務ニ關スル件通知

首題ノ件ニ關シ別紙ノ通り總理廳ヨリ通牒ガアツクカラ關係者
ニ周知方然可取計ハレタイ。

(別紙第一)

人恩第六五號

昭和二十二年十二月六日

總理廳官房人事課長

第二復員局長 殿

標記ノ件ニツイテ總理廳恩給局長ヨリ別紙ノトオリ申越ガアツ
クノデヨロシク御取計ライ願イタイ。

(別紙第二)

恩給後第六三號

第二復員局公報 第一六五號ノ二、昭和二十二年十二月二十七日

一五三

昭和二十二年十二月一日

總理廳恩給局長

總理廳人事課長殿

恩給權ノ裁定ニツイテハ、證據書類ノ審査ヲ要スル次第デア
ガ、給與事由發生後長期間ヲ經過シテ作成サレタ請求書類ソ
他不備ノ請求書類ガ受理サレク場合ニハ、右審査ノクメ長時日
ト種々ノ手數ヲ要シ、受給者ニ不測ノ不利益ヲ與エル結果トナ
ルコトモ想像サレルノデ、今後恩給給與事由ノ發生シク場合ハ、
デキルダケ速ヤカニ完全ナ請求書類ヲ提出スルヨウ受給者ニツ
イテ御指導ヲ與エラレルトモニ、當局裁定ノモノニツイテハ、
ソノ書類ヲ速ヤカニ送付スルヨウナオ格段ノ御配慮ヲ預リタ
ク、當局事務處理上必要デアルカラ御依頼スル。

○ 辭 令

○左記ハ頭書ノ日附ヲ以テ免官サレタ

記

昭和二十二年十二月二十六日

復員事務官 鈴木 隆 (三五〇)

同 竹内 道雄 (四三八)

同 富士川 賢次 (四七〇)

同 草野 家康 (五七六)

同 奥山 壽一 (五八八)

同 坂元 拓運 (五九三)

同 中垣 義幸 (五九四)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

出口 勝巳 (五九七)
引地 正明 (六〇二)
高田 忠 (七九八)
小野 儀一 (八三〇)
與倉 三四三 (八三七)
木山 正澄 (三三〇)
山口 克巳 (三五六)
山根 基 (四七六)
片山 良孝 (八六四)
白濱 保 (八五二)
谷口 爲雄 (八五二)

十二月十四日發令(第二復員局)

野平 きぬ子

復員事務官ニ任命スル

三級ニ叙スル

復員事務官 野平 きぬ子

四號俸ヲ給スル

第二復員局資料整理部勤務ヲ命スル

十二月十五日發令(第二復員局)

木部 正治
上澤 喜一郎
石井 清
高塚 次郎
植木 幾太郎
高木 二郎

十二月二十六日發令(第二復員局)

二十五號俸ヲ給スル

復員事務官 與倉三四三(三三七)

二十三號俸ヲ給スル

同 木山正義(三三四)
同 山口克巳(三三六)

二十一號俸ヲ給スル

同 鈴木靖隆(三三五)
同 草野家康(三五七)

十七號俸ヲ給スル

同 奥山壽一(三八八)
同 坂元拓運(三九三)

十二月二十七日發令(第二復員局)

大阪地方復員局總務部勤務ヲ命スル

紀伊山良補給基地長ヲ命スル
復員局補給部復員事務官 浦山千代三郎(三五五)
大阪地方復員局長 後部復員事務官 永井博(三五七)

紀伊山良補給基地長ヲ命スル

横須賀管船部勤務復員事務官 西尾駿一(三六八)

第二復員局總務部勤務ヲ命スル

同 計見良雄(シ三〇)
同 砂川紀雄(シ二六〇)

横須賀地方復員局經理部勤務兼横須賀管船部勤務ヲ命ス

横須賀地方復員局經理部勤務ヲ命ス
高橋忠五郎(シ特)
佐世保地方復員局經理部勤務兼佐世保管船部勤務ヲ命ス
谷輪英男(シ三五五)

右八十一月二十二日復員シタ
元海軍少尉 五十嵐文雄(日三三三〇)

右八十一月三十日復員シタ
元海軍中尉 宮崎榮一(日三〇八九)
元海軍中尉 入澤廣典(日三〇七〇七)
元海軍少尉 湊克(日三〇四九)

右八十二月三日復員シタ
元海軍大尉 飯澤治(一三五五)

右八十二月六日復員シタ
元海軍中尉 柳澤信夫(日三〇四二)
同 山田英雄(日三〇八四)
同 樋口敏明(日三〇四二)
同 船坂朝彦(日三〇四二)

○雜款

○殘務整理終了
第七群特別保管艦(艦第四百十號、同第四百十七號、同第十三號、同第九號、同第十六號)ノ殘務整理八十二月十五日附終了
第三群(竹、葦、夕風、響、波風)ノ殘務整理八十二月十五日附終了
第八群(掃一〇二號、掃二三號、石崎、神島、掃特十八號、十七號)ノ殘務整理八十二月二十七日附終了

第二復員局公報

第一六五號ノ四

昭和二十二年十二月二十七日(主)
第二復員局文書課

○通 牒

第一三番電 (昭和二十二年十二月十七日發電済)

發 第二復員局長
宛 横須賀地方復員局經理部長
報 函館上陸地連絡所長

北海道在勤者一時手當ノ件

本年十二月九日現在北海道ニ勤務スル官吏、囑託者、雇員及ビ傭人ニシテ暫定加給ノ支給ヲ受ケテイル者ニハ越冬燃料ノ購入費補給ノタメ左ニヨリ北海道在勤者一時手當ヲ支給スル。

一、支給額

世帯主(米穀通帳ニ記載ノ世帯主ヲ謂フ)テアル職員ニアツテハ一人ニツキ三千圓、ソノ他ノ職員ニアツテハ一人ニツキ千圓

二、所得稅額

支給額ノ一割五分相當額

三、支出科目

諸支出金(款、項) 手當及給與金(目) 石炭手當(節)

四、横須賀地方復員局經理部長ハソノ支給實績(人員及ビ金額)ヲ十二月三十一日迄ニ第二復員局經理部長宛通報スルモノト

ス。

第一〇番電、第一一番電 (昭和二十二年十二月二十日發電済)

發 第二復員局長
宛 部内一般

第二次年末一時手當支給ノ件

本年十二月二十日現在内地ニアル第二復員部内各廳ニ勤務スル官吏、囑託者、雇員及ビ傭人ニシテ暫定加給ノ支給ヲ受ケテイル者ニハ左ニヨリ第二次年末一時手當ヲ支給スル。

一、支給額

本年十二月分トシテ現ニ受ケル俸給、給料(報酬ヲ含ム)、暫定加給、同臨時増給(六割)、臨時家族手當及ビ臨時勤務地手當ノ合計額トソノ合計額ノ八分ノ一ニ相當スル金額(十二月六日第六番電)トノ總計額ニ對シ十二月二十日現在ノ勤務廳所在地ニ從ヒ左ノ割合ヲ乘ジテ得タ金額(圓位未満ノ端數ハ圓位ニ滿クシム)

(イ)特別地域(東京都、大阪市)

十三割

(ロ)甲地域(横須賀市、福岡市、門司市、吳市、佐世保市及ビ舞鶴市)

十一割

(ハ)乙地域(前二號以外ノ市及ビ大竹町)

九割

第二復員局公報 第一六五號ノ四 昭和二十二年十二月二十七日

二五六ノ三

二、減額 (イ)其ノ他ノ地域(前各號以外ノ地) 七割

昭和二十二年一月二日以降新ニ任用又ハ採用シタモノニ對スル年末一時手當ハ前號ニヨリ計算シタ金額ニ對シ任用又ハ採用ノ日ニ應ジ左ノ割合ヲ乘ジテ得タ金額(圓位未滿ノ端數ハ圓位ニ滿クシム)

(イ)一月二日カラ三月三十一日マデノ間ニ新ニ任用又ハ採用シタモノハ 八割

(ロ)四月一日カラ六月三十日マデノ間ニ新ニ任用又ハ採用シタモノハ 六割

(ハ)七月一日カラ九月三十日マデノ間ニ新ニ任用又ハ採用シタモノハ 四割

(ニ)十月一日カラ十二月二十日マデノ間ニ新ニ任用又ハ採用シタモノハ 二割

(註)他官廳ニ轉官シタ者又ハ退職ノ日若ハソノ翌日ニ採用ノ者ハ引續キ在職者トスル。

三、所得稅額

支給額ノ一割五分但シ年内ニ年末調整ノ場合ハ本手當ト第一次年末一時手當ト合計シテ本人手取額ガ月收ノ一、五分分ヲ下ラナイ程度ニオイテ概算調整スルモ差支ナイ。

四、支出科目

諸支出金(款、項) 手當及給與金(目) 特別一時手當(節)

五、各復員局經理部長ハ所管各部ノ支給實績(人員及ビ金額)ヲ

取纏メ二十三年一月十五日迄ニ第二復員局經理部長ニ通報ノコト。

第一番電 (昭和二十二年十二月二十三日發電済)

宛 第二復員局長 部内一般

第二次年末一時手當支給ノ件中改正ノ件

本月二十日第一〇番電(第一二番電)第一號(イ)乃至(イ)中十三割、十一割、九割、七割」ヲ各「十割」ニ改メタル。

(註)地域差ヲ廢ス

第一番電 (昭和二十二年十二月二十七日發電済)

宛 第二復員局長 部内一般

超過勤務手當支給ニ關スル件

本年十二月二十七日現在内地ニアル第二復員局内陸上各部ニ勤務スル官吏、囑託者、雇員及ビ傭人ニシテ暫定加給ノ支給ヲ受ケテイル者(糧食ノ給與ヲ受ケル者ヲ除ク)ニ對シテハ本年七月分乃至十二月分ノ超過勤務手當申時間外手當トシテ左ニヨリコレヲ概算支給スルコトガ出來ル。

一、支給額

本月二十七日現ニ受ケル次ノ給與合計月額ノ二百分ノ一(錢未滿切捨)ノ金額ヲ一時間當リノ超過勤務手當額トシコレニ對シ官吏(同待遇囑託者ヲ含ム以下同ジ)ニアツテハ二〇〇時

間ヲ、ソノ他ノ者ニアツテハ二〇時間ヲ時間外勤務シタモ
 ノト看做シソノ時間數ヲ乘ジテ得タ金額カラ本年七月乃至十
 二月中ニ支給シタ居殘食料ノ額ヲ控除シタ金額(四位未満ノ
 端數ハ圓位ニ滿クシム)

(イ) 俸給又ハ給料(報酬ヲ含ム)

(ロ) 暫定加給

(ハ) 暫定加給臨時増給

(ニ) (イ)乃至(ハ)ノ合計額ニ臨時勤務地手當ノ支給率ヲ乘ジタ金額

(ホ) (イ)乃至(ハ)ノ合計額ノ八分ノ一ノ金額

二、減額

本年七月二日以降新ニ部内ニ就職シタ者又ハ糧食ノ給與ヲ受
 ケタ應ヨリ轉勤シタモノニ對シテハ前號ノ超過勤務一時間當
 リ金額ニ次ノ數ヲ乘ジテ得タ金額カラ本年七月乃至十二月中
 ニ支給シタ居殘食料ヲ控除シタ金額(圓位未満ノ端數ハ圓位
 ニ滿クシム)

(イ) 官 吏 出勤日數ニ〇、九ヲ乘ジテ得タ數(一位未満切捨)

(ロ) 其ノ他 出勤日數ニ〇、七ヲ乘ジテ得タ數(一位未満切捨)

(註) 七月カラ十二月ノ期間中居殘食料ヲ支給スル應ノ相互

間ヲ轉勤シタ者ハ前應ノ勤務日數ヲ通算スル。

本年十二月二十七日現ニ糧食ノ給與ヲ受ケル者デ七月カラ十
 二月二十六日迄ノ期間ニ於テ糧食ノ給與ヲ受ケナカツタモノ
 ニ對シテハ糧食ノ給與ヲ受ケナカツタ出勤日數ニ應ジ前項ニ

準シ現ニ勤務スル應ニオイテ本手當ヲ支給スルコトガデキ
 ル。

三、所得稅額

支給額ノ一割五分相當額

四、支出科目(新設科目)

第二復員費(項) 手當及給與(金) 超過勤務手當(節)

五、各復員局經理部長ハ所管各部ノ支給實績(人員及ビ金額)ヲ
 取纏メ二十三年一月三十一日迄ニ第二復員局經理部長ニ通報
 ノコト。